

令和6年度野洲市予算編成方針

本市は、第2次野洲市総合計画における将来都市像を『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』とし、「住んでよかったまち」、「住んでみたいまち」、「住み続けたいまち」を目指すため、「子育て・教育・人権」、「福祉・生活」、「産業・観光・歴史文化」、「環境・都市計画・都市基盤整備」、「市民活動・行財政運営」の各分野において、協働のまちづくりやSDGsの視点から実施計画の策定を行い、笑顔あふれる市政の実現に向けて積極的に取り組んでいる。

また、令和4年3月に策定した野洲市行財政改革推進プランにおいて示すとおり、令和8年度末までに財政調整基金及び公共施設等整備基金を一定規模、確保することを行財政改革の効果目標としており、令和6年度予算においては、本プランを踏まえた予算編成に取り組むものとするが、目指す将来の都市像を実現するため、重点事業については積極的に展開していく。

1 日本経済の状況及び当面の経済財政運営

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、我が国を取り巻く環境変化（ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や、国内における課題（輸入資源価格高騰、進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せており、この難局に対しこうした社会課題の解決に向けた取組自体を成長戦略に位置付け、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、自由で公正な経済体制を一層強化しようとしている。当面は、「新しい資本主義」の旗印のもとグローバルリスクに対応し、その上で「人への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」など社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していくとしている。

2 本市の財政状況

令和4年度決算における一般会計の実質収支は、約11億2千万円の黒字であるものの、経常収支比率については91.8%と依然として高い水準で推移している。

歳入面においては、行財政改革により推進したふるさと納税制度及び都市計画税の賦課等により、一定の収入を見込んでいるものの、ロシアによるウクライナ侵攻による世界情勢不安の影響で経済の先行きの不透明さは増大しており、予断を許さない状況である。

また、歳出面においては、少子・高齢化の進展により社会保障関係経費が増

加し、加えて老朽化する公共施設の維持保全への対応、さらに原油高による経常経費の高騰が予想され、歳出の増加が避けられない状況である。

3 予算編成に向けた基本的な考え方

(1) 基本方針

野洲市行財政改革推進プラン（令和4年度～8年度）の趣旨に基づく取組により、持続可能な行財政運営を実現し、第2次野洲市総合計画の着実な実施により、笑顔あふれる市政の実現を目指す。

また、従来 of 発想に捉われない新たな視点に立ち、市政における喫緊の課題解決や新たな手法の導入、チャレンジ精神あふれるモデル的な取組等について、まちづくり基金（ふるさと納税による基金）を原資とした政策提案型事業を実施する。

(2) 予算編成の見積方法

人口動態及び今後の財政状況を踏まえつつ、「既存事業ありき、前例踏襲」の意識を捨て、各部（局）において自らの権限と責任で新たな行政課題を含めすべての事務事業の必要性や優先度を精査、厳選し、限られた一般財源の中で市民ニーズに合った事業を展開できるよう、次の事項に留意し予算見積もりを行うこと。

① 従来の枠配分方式では各部での事業選択が十分にできなかったため、令和6年度から一般財源全体を配分対象とする仕組みに変更している。

その中で、各部（局）は施策の具体化に当たり、ゼロベースで検証を行い、同一の効果を挙げながら業務量や経費を削減できる方法はないか、同一の経費でより効果の高い方法はないかなどを徹底的に検証し、効果的で実効性の高い施策を配分された額の範囲内で予算要求を行うこと。

② 野洲市行財政改革推進プランに基づき、業務の効率化（人件費の抑制）、補助（サービス）事業等の見直し、使用料（手数料）の見直し、民間ノウハウ（提案）の導入等について、重点的に取り組むこと。

③ AI・ICT技術の積極的な活用により業務の効率化を図ることはもとより、戦略的思考をもってデジタル変革が進む時代に即した新たな仕組みの構築を進めること。

④ 市民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していくために、経営的な視点のもと、職員一人ひとりの生産性を高め、業務や施設の現状把握と課題整理を的確に行い、市民のため、まちのために必要な事業への改善や再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を念頭に要求を行うこと。

⑤ 拡充事業等については、目的達成等を踏まえた終期を設定し、後年度の受益と負担を明らかにした上で見積ることとし、独自財源や既存事業の見直しなど、必要な財源が確保できるもののみとする。

(3) 重点事業への取組

次の事業については、『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』を実現するための重点事業として、最小限の費用で最大限の効果を発揮できるよう予算編成に当たるものとする。

- ・ 保育施設等整備事業
- ・ 国スポ・障スポ大会推進事業
- ・ 市立病院整備事業
- ・ 健康づくり・介護予防推進事業
- ・ 雨水幹線・排水対策事業
- ・ 道路新設改良事業
- ・ ふるさと納税推進事業
- ・ 学校教育支援事業
- ・ 野洲駅南口周辺整備事業
- ・ 高専設置に伴う河川防災ステーション等整備事業

(4) 国、県等との施策の整合

国、県等による制度の廃止、変更等による予算の動向を的確に把握し、特定財源の代替の財源が担保されない場合は、事業の中止又は縮小を原則とし、市単独事業としての継続は認めないものとする。

(5) 予算編成過程の公開

予算編成事務の主要過程において、その概要を公開し市民への情報提供を図っていく。